

# 第5回 美郷町農業委員会議事録

開催年月日 令和2年5月28日

出席者	1. 菊池勇夫	2. 中野誠五	3. 甲斐奉文	4. 中田辰美
	5. 森田正春	6. 林田寿利	7. 柳田隆喜	<del>8. 田野敏広</del>
	9. 山口時義	10. 藤本政嗣	11. 黒木民徳	12. 藤田博文
	13. 菊田正光	14. 竹田親吏		

議事録署名人 10番 藤本 政嗣 委員 11番 黒木 民徳 委員

開催時間 開会 AM 10:00 ~ 閉会

発言者	内 容
局長	<p>ご起立をお願いします。</p> <p>ただ今から、令和2年第5回美郷町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>お座りください。</p> <p>本日は、8番田野敏広委員より欠席届が出ております。ただ今の出席委員は13名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。</p> <p>会長、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>&lt;挨拶&gt;</p> <p>それでは日程表に従いまして、令和2年第5回総会を進行していきます。</p> <p>日程第1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。10番藤本政嗣委員、11番黒木民徳委員、よろしくお願ひします。</p> <p>続いて日程第2、会期の日程は本日1日といたしますがよろしいですか。</p> <p>&lt;異議なし&gt;</p> <p>異議なしと認め、会期は本日1日と決定します。</p> <p>それでは日程第3、議案審議に移ります。</p> <p>議案第20号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	<p>2ページをお開きください。議案第20号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定による賃貸借の許可申請があったので、承認を求</p>

める。令和2年5月28日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。3ページが対象農用地の位置図になります。受付番号59番から62番の4件となります。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

4ページをお開きください。受付番号は59番になります。申請人の譲受人が、美郷町南郷水清谷の69歳の方。譲渡人は、美郷町南郷水清谷の79歳の方です。申請地は、南郷水清谷字樋ノ元、田3筆、2,125㎡になります。申請理由は、賃借権の設定。利用計画は水稻になります。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみ5,183㎡。家畜はありません。家族総数3名の労力2名となっております。5ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤田委員

12番、藤田です。譲渡人は県外で会社を経営しており、1年の1/3は水清谷で過ごしていますが、とても耕作できないということで今回の申請になったようです。譲受人も日向市で会社役員をされていますが、4年前に父親が他界したため農林業もやっております。また譲受人と譲渡人は親戚関係にあり問題ないと思われまます。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号59番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号59番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、受付番号60番と61番ですが、譲受人が同一のため同時に説明をお願いします。

事務局員

6ページをお開きください。受付番号は60番と61番ですが、関連がありますので同時に説明いたします。

申請人の譲受人は、美郷町西郷田代の68歳の方です。

受付番号60番。譲渡人が、美郷町西郷田代の60歳の方です。申請地は、西郷田代字大高江、田1筆、1,531㎡になります。

受付番号61番。譲渡人が、日向市の73歳の方です。申請地は、西郷田代字大

高江、田 1 筆、1,151 m<sup>2</sup>。計 2 筆で 2,682 m<sup>2</sup>になります。申請理由は、使用貸借の設定。利用計画は水稻となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみの 4,504 m<sup>2</sup>。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 1 名となっております。7 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

林田委員

6 番、林田です。60 番の譲渡人は、勤めていた農協を退職したんですが、農業はまだ出来ないということで、61 番の譲渡人は日向市在住で、たまに帰ってきて家周りの手入れしか出来ないため、今回の申請になったそうです。申請地は 2 枚続きで管理しやすいため、譲受人が引き受けることになったそうです。現在区長もしており、がんばっておられる方です。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 60 番と 61 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 60 番と 61 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 62 番の説明をお願いします。

事務局員

8 ページをお開きください。受付番号は 62 番です。申請人の譲受人が、美郷町北郷宇納間の 71 歳の方。譲渡人が、美郷町北郷宇納間の 76 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字向宇納間、田 1 筆、1,177 m<sup>2</sup>になります。申請理由は、賃借権の設定。利用計画は水稻となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみの 13,672 m<sup>2</sup>。家畜は雉 800 羽。家族総数 1 名の労力 1 名となっております。9 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

菊池委員

1 番、菊池です。譲渡人は全部の農地を耕作できないということで、家の周り

の農地を残して耕作面積を減らすことになり、申請地の隣を管理している譲受人にお願いすることになったそうです。なんの問題ありません。ご審議よろしくお願ひします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 62 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 62 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 21 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

10 ページをお開きください。議案第 21 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について。農地法第 4 条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を求める。令和 2 年 5 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。11 ページが対象農用地の位置図になります。受付番号 63 番の 1 件となります。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

12 ページをお開きください。受付番号は 63 番です。申請人が、美郷町西郷田代の 62 歳の方です。申請地は、西郷田代字神門原、畑 1 筆、210 m<sup>2</sup>になります。申請の理由は、申請地は 10 年以上前に造成したもので、相続登記の手続きを進めていたところ、転用申請が必要であることが判明し、今回の申請になったということで、追認申請となります。転用後の用地は、すでに農業用資材置場と駐車場として利用しております。転用の時期は年月日不詳で現在も使用しております。13 ページが地籍集成図、14 ページが始末書、15 ページが土地利用計画図、16 ～ 17 ページが現況写真になります。始末書のとおり、10 年前に農地法の許可が必要なことを知らず造成しており、本人も深く反省しております。本件につきましては、隣接する農地もなく、小規模な庭先の農地であります。始末書も提出されていることから、これを踏まえてご審議よろしくお願ひします。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

林田委員

6 番、林田です。申請地は以前、畑の土が側溝に流れ込んで本人たちが悩んでいたため、庭と同じ高さに埋めあげて現況写真のような形になったようです。事務局の言うとおおり、本人も深く反省しており、今後このようなことが無いように

気をつけるということですので、ご審議よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 63 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 63 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 22 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

18 ページをお開きください。議案第 22 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を求める。令和 2 年 5 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。19 ページが対象農用地の位置図であります。受付番号 64 番の 1 件となっております。詳細については担当がご説明いたします。

事務局員

20 ページをお開きください。受付番号は 64 番です。申請人の譲受人が、美郷町北郷宇納間の 23 歳の方。譲渡人が、美郷町北郷宇納間の 76 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字平山、畑 1 筆、3,365 m<sup>2</sup>になります。申請理由は、飼養頭数 35 頭規模の肉用牛繁殖経営を始めるため、畜舎・堆肥舎を建築するためとなっております。転用後の用途は、農業用施設用地。契約内容は、申請書明細のとおりであります。転用の時期は、令和 2 年 7 月 1 日着手、令和 3 年 3 月 31 日完了という計画となっております。21 ページが地籍集成図、22 ～ 26 ページが計画図、27 ページが現況写真となります。譲受人は、門川町からの I ターン者になります。申請地は農振農用地の畑から農業用施設用地に変更の手続きは済んでおります。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤本委員

10 番、藤本です。譲受人は、事務局の説明のとおり門川町からの I ターン者になります。これから畜産をやっていききたいという希望ある若者ですので、何とか希望をかなえてあげたいと思っております。ご審議よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 64 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 64 番に賛成の方の挙手を求めます。

<挙手、多数>

ありがとうございます。挙手多数で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 23 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

28 ページをお開きください。議案第 23 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の提出があったので、承認を求める。令和 2 年 5 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。29 ページが対象農用地の位置図になります。受付番号は 65 番から 69 番までの 5 件となります。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

30 ページをお開きください。受付番号は 65 番から 69 番となります。利用権の設定を受ける者が同一のため、一括して説明いたします。

利用権の設定を受ける者が、美郷町西郷田代の 69 歳の方です。

受付番号 65 番。利用権を設定する者が、神奈川県 85 歳の方です。利用権を設定する土地が、西郷田代字拂川宮ノ上他、田 2 筆、2,752 m<sup>2</sup>になります。

受付番号 66 番、利用権を設定する者が、長野県 73 歳の方です。利用権を設定する土地は、西郷田代字峰ノ前、田 1 筆、394 m<sup>2</sup>になります。

受付番号 67 番、利用権を設定する者が、美郷町西郷田代の 70 歳の方です。利用権を設定する土地は、西郷田代字奥ノ畑、田 1 筆、992 m<sup>2</sup>になります。

受付番号 68 番。利用権を設定する者が、日向市の 83 歳の方です。利用権を設定する土地は、西郷田代字下り谷、田 1 筆、1,179 m<sup>2</sup>になります。

受付番号 69 番。利用権を設定する者が、宮崎市の 72 歳の方です。利用権を設定する土地は、西郷田代字奥ノ畑他、田 4 筆、2,881 m<sup>2</sup>になります。合計 9 筆、7,527 m<sup>2</sup>になります。利用権の設定に伴う事項については、申請書明細のとおりであります。利用権の設定を受ける者の経営状況ですが、自作地・小作地あわせて 57,452 m<sup>2</sup>。家族総数 4 名の労力 2 名。利用権設定区分は継続となっております。31 ページが地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

林田委員

6 番、林田です。利用権を設定する者は皆高齢で、県外や町外に住んでおります。継続案件であり、今までどおり設定を受ける者をお願いしたいということで

した。利用権を設定する土地は広範囲にあり、小さい区画のため管理が大変ということですが、何とか継続して引き受けるということでした。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 65 番から 69 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 65 番から 69 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、報告第 6 号、農地の賃貸借合意解約書について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

32 ページをお開きください。報告第 6 号、農地の賃貸借合意解約書について。農地の賃貸借合意解約書の提出があったので報告する。令和 2 年 5 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

33 ページをお開きください。農地法第 3 条で、令和 2 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までの賃貸借契約でしたが、令和 2 年 4 月 30 日をもって合意解約が成立いたしました。解約の経緯は、本農地でタバコ栽培を行う予定でしたが、耕起の段階で土壌がやわらかくタバコ栽培に向かないことがわかったため、耕作を断念し合意解約に至ったものであります。本合意解約は農地法の要件を満たしているため、届出を受理したことを報告いたします。以上です。

議長

報告ですが、何か質疑はありますか。

<なし>

本日の議案の審議はすべて終了ですが、口頭での報告が 1 件あります。

前回の総会で、申請書類面と地区担当委員の説明に差異がありました。事務局より報告をお願いいたします。

事務局員

只今議長から説明がありましたが、前回の第 4 回総会、議案第 16 号、受付番号 46 番の売買単価について、確認を取りましたので報告いたします。結論から申し上げますと、正しい売買単価は総会資料のほうになります。経緯としましては、農業委

員が聞き取った時と、申請書が提出された時の時間のずれにより生じた相違となります。報告を終わります

議長

以上で、すべて終了いたします。

局長

ご起立をお願いいたします。

以上を持ちまして、令和2年第5回美郷町農業委員会総会を終了いたします。

一同、礼。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長           菊田 正光          

美郷町農業委員会 委員           藤本 政嗣          

美郷町農業委員会 委員           黒木 民徳